

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策（重点募集テーマ「観光地域づくり」に関する提案）

令和2年3月31日

| 番号 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 | | 検討結果 | | |
|----------|---|------|----------|------------|---|---|---|
| | | | 担当 部局 | 制度所管 部局 | 制度の現状 | 根拠法令等 | 対応の概要 |
| 重 1-1 | <p>眺望形成のために森林間伐等を行う場合の規制緩和</p> <p>【提案の具体的内容】 観光資源の環境整備・機能回復の観点で、森林を原風景である草原に戻す場合と眺望を取り戻す場合に限り、間伐や皆伐の規制から除外する規制緩和策と支援策を県の観光振興策として導入する。 (場所の事例) 1 茅野市北山白樺湖・蓼科湖周辺 2 信州ビーナスライン沿線 3 長野県全域の観光地の同様の場所</p> <p>【提案理由】 当地域では、昭和時代に行われた森林造成事業を受け、カラマツを植樹し、林業を地域振興の糧として進めてきた。また、期を同じくして、牧草地にも植樹を行った。しかし、木材の価格が伴わないため、整備がなかなか進まず、樹木は成長を続けている状況。 近年、自然環境、草原や眺望が観光資源として見直され、その整備や原風景化を計画しているが、草原に戻す原風景化計画や眺望を取り戻す計画において森林の間伐や皆伐の規制があり、計画推進に苦慮している状況にある。 森林整備の規制改革による観光地の自然環境を取り戻し、知名度を上げ観光振興につなげたい。</p> | 個人 | 観光部 | 林務部 | <p>○森林法第5条に定める地域森林計画対象森林で立木の伐採や開発行為を行う場合は、行為の内容に応じて以下の手続を行うことで、一定の規模の範囲内で主伐（皆伐・択伐）や間伐を行うことが可能。</p> <p>[普通林] ・1ha以下：伐採及び伐採後の造林の届出書（伐採届） ・1ha超：林地開発許可</p> <p>[保安林] ・保安林の指定の解除 ・保安林内立木伐採許可 ・保安林内作業許可</p> <p>○主伐を行った場合は、植栽又は天然更新により森林の更新を図ることが必要（間伐の場合は更新不要）。</p> | <p>森林法 第10条の8第1項 第10条の2第1項</p> <p>第27条第1項 第34条第1項 第34条第2項</p> <p>第5条第2項</p> | <p>【その他】</p> <p>県としても、森林整備により望ましい景観を形成することは、観光地域づくりの観点から重要であると認識しています。</p> <p>ご提案の趣旨による立木の伐採等は、伐採届等所定の手続きを行っていただくことで、可能です。しかしながら、諸々の事情により、計画の実行が困難な場合には、市町村や関係課等と連携し、御提案の趣旨に沿って、その解決策や支援策等を共に検討してまいりますので、現在検討されている計画の内容も含めて、お近くの地域振興局林務課へ御相談ください。</p> <p>また、県では豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上を図るため、地域の景観に合致した森林整備等を推進する「観光地等魅力向上森林景観整備事業」を平成30年度に創設しました。今回御提案のありました高木性樹木の伐採については、当該事業の活用も可能と思われます。</p> <p>「観光地等魅力向上森林景観整備事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業主体：市町村 ○補助率：9/10 ○対象地：長野県景観条例に基づく景観育成、重点地域及び景観育成特定地区、鉄道、国道、県道、市町村道周辺、その他市町村長が認める場所 |

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策（重点募集テーマ「観光地域づくり」に関する提案）

令和2年3月31日

| 番号 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 | | 検討結果 | | |
|----------|---|------|----------|------------|--|--|---|
| | | | 担当 部局 | 制度所管 部局 | 制度の現状 | 根拠法令等 | 対応の概要 |
| 重 1-2 | <p>諏訪湖エリアの観光資源の再整備</p> <p>【提案の具体的内容】</p> <p>①昨年ヒットしたアニメ映画の影響で、諏訪湖を一望できる立石公園を訪れる観光客の数が増えている。特に週末は駐車場が満車になっていることもある。客層は、比較的若い層が多く、そのナンバーから「県外」が半分以上占めており、関東のみならず関西方面のナンバーもあることから、集客力の高さがうかがえる。しかしながら近隣には飲食や物販の施設が無く、現状では集客があっても地域経済に恩恵がない。唯一、隣にレストランがあるが、諏訪湖を見下ろす好立地にもかかわらず高価格帯であり気軽に入れる雰囲気でもないため常に閑散としている。</p> <p>そこで、滋賀県にある「びわ湖テラス」のようなカジュアルなカフェやレストランを併設した観光スポット（目的地）となるような施設の整備を提案する。</p> <p>②公園へのアクセス道路となる県道40号線「諏訪白樺湖小諸線」について、ロケーションが良いため立石公園の周辺を散策する観光客が車道を歩く姿が多くみられるが、歩道がなくカーブが多い県道は生活道路でもあるため、観光客が横列で車道を歩くと危険である。公園に至る途中には住宅街もあるが、幅員が狭く車両のすれ違いが難しい箇所も複数あるため、県道の拡幅や新設、歩道整備も併せて検討してほしい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>諏訪地域は、諏訪湖や霧ヶ峰など豊かな自然環境に恵まれており、また関東方面からのアクセスが良いにも関わらず、現状は観光客をうまく取り込めていない。</p> <p>諏訪湖を望む好立地にある立石公園及びレストラン、霧ヶ峰にある霧の駅など、昭和の趣を感じる古びた従来型の施設ではなく、現代的で様々なライフスタイルに対応できるような機能的な施設として再整備し、関東や名古屋方面から観光客が目的地として訪問して、ゆったりと寛ぐことができるようなリゾートエリアとして発展していくことを期待する。</p> | 個人 | 観光部 | 建設部 | <p>①</p> <p>○立石公園内は、公園管理者の設置管理許可によって、カフェ、レストラン等の施設の設置は可能。</p> <p>○立石公園周辺の用途地域は、南側の一部が「第一種低層住居専用地域」であり、飲食店の建設は不可であるが、それ以外は「指定無し」であり、飲食店の建設は可能。</p> <p>○立石公園を含む周辺の一部は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂法）に基づく土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されており、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造について規制あり。</p> | <p>○公園施設規制： 都市計画法第5条</p> <p>○用途地域規制 ・都市計画法第9条第1項 ・建築基準法第48条第1項</p> <p>○レッドゾーン規制： ・土砂法第9条 ・建築基準法施行令第80条の3</p> | <p>（施策・財政上の要望）</p> <p>観光スポットの整備については、公園管理者である諏訪市に提案の趣旨について情報提供しました。県としても、施策の推進に際して参考とさせていただきます。</p> |
| | | | | | <p>②</p> <p>○県道の管理（新設、改築含む）は道路法に規定されている。</p> <p>○個別の事業要望は、地元市町村を通じていただいているが、該当県道の立石公園付近の道路整備について、地元諏訪市からの要望はない。</p> | <p>道路法第15条</p> | <p>（施策・財政上の要望）</p> <p>道路整備については、個別の事業要望は地元自治会や市町村等を通じていただいております。地域の状況や必要性、緊急性を勘案しながら、事業の検討を行ってまいります。</p> |

| | | | | | 制度の現状 | 根拠法令等 | 対応の概要 |
|----------|--|-----------|----------|--------------|---|---|---|
| | | | 担当 部局 | 制度所管 部局 | | | |
| 重 1-3 | <p>グランピング場での出張料理に関する規制緩和</p> <p>【提案の具体的内容】 グランピング場での出張料理人を呼んで顧客のニーズに合わせた料理の提供を行う場合の保健所指導の緩和と飲食店並みの厨房施設の要求の緩和</p> <p>【提案理由】 グランピングは通常のキャンプと違ってある程度の施設が用意され、日常生活を少しだけ不便を味わう、新しいスタイルのキャンプのスタイルであり、ヨーロッパ（イギリスが中心？）では普及しているが、日本ではあまり普及をしていない新しいレジャー市場と言える。日本に旅行に来てヨーロッパと同じようなつくりのグランピング施設に宿泊して和食料理店の料理人を呼んで料理を作らせるというニーズがあると考えている。 現行の日本の法令では、平成27年1月に経産省から「グランピングは旅館業法の適用はしない」という発表があったが、飲食に関しては飲食店並みの設備をするようにという指導があると聞いている。 グランピング施設に料理人を呼んで料理を作らせる場合は、一般家庭に料理人を招いて食事を提供する程度、あるいは祭り屋台等の基準程度に、食品衛生法の規制を緩和すべきではないか。</p> | 法人・ 団体 | 観光部 | 健康福祉部 | <p>○県は、衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法及び同法施行令に基づき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から、食品営業に必要な基準を設けなければならないことになっている。</p> <p>○どのような業態の基準に該当するかは、個別具体的に判断することとなるが、料理人を呼んで調理をさせる場合であっても、営業として飲食するための設備を設けて客に飲食させる行為は「飲食店営業」に該当すると考えられる。</p> <p>○季節的又は一時的に行われる祭礼又は催事の期間内に臨時的に行われる露店営業等に限っては、営業形態の特殊性を考慮し、取扱品目や調理方法を限定することで、施設設備の基準の一部を適用せず許可している。</p> | <p>食品衛生法第51条、第52条第1項 食品衛生法施行令第35条1号</p> <p>食品衛生法施行条例第4条</p> <p>露店営業及び臨時営業取扱要領</p> | <p>【現状維持妥当】</p> <p>グランピング場で客が自ら食材を準備し、直接料理人を呼んで料理を作らせる場合は、料理人は「技術」を提供しているに過ぎないと解され、グランピング場設置者、料理人ともに、営業許可を受ける必要はありません。（ただし、衛生面には十分な配慮をお願いします。）</p> <p>一方、グランピング場がその営業の一環として料理人を手配し、その場で調理させて客に飲食させる場合は、提供する飲食品により客に健康被害を与えることはあってはならないことであり、また食中毒等による公衆衛生上の懸念もあることから、施設基準に沿った調理施設を設け、飲食業許可を受けていただくようお願いいたします。</p> <p>この許可に当たっては、調理する食品や調理方法に応じた、保健所長が衛生上支障がないと判断できれば、施設基準の一部を斟酌し条件を付して許可することも可能なため、営業予定地を所管する保健所へ相談いただきますようお願いいたします。</p> |
| 重 1-5 | <p>歴史的建築物をホテルとして活用するための建築基準法第3条第1項第3「その他の条例」の制定</p> <p>【提案の具体的内容等】 軽井沢町や白馬村など各市町村又は長野県において建築基準法第3条第1項第3「その他の条例」を定め、歴史的な価値を有する建築物を建築基準法の適用除外とする。</p> <p>【提案理由】 登録有形文化財など歴史的な価値を有する建築物を「ホテル」として活用するためには大規模な改修工事や増築、用途変更が必要であり、現行の建築基準法に合致することを求められるため、そのハードルは極めて高い状況にある。 当該提案の先進事例として、京都市では『京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例』を定め、事業者（建物所有者）に建築物の現況を調査した上で保存しながら使い続けるための建築計画や建築物の安全性、維持管理に関する計画を記載した『保存活用計画』の立案を課しており、当該計画を市長が妥当と認め、建築審査会の同意を得たものについて、建築基準法の適用除外とする方針を定めている。 また、国土交通省の技術的助言『建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用について（平成26年4月1日）』において、条例制定後の包括的な扱いについても言及されている。</p> | 法人・ 団体 | 観光部 | 建設部 教育委員会 | <p>○登録有形文化財（建築物）について、外観を大きく変える場合や移築等の現状変更を行おうとする者は、文化庁長官へ届出を要する。</p> <p>○登録有形文化財その他の歴史的建築物については、地方公共団体が文化的な価値を活かすため、条例で現状変更の規制及び保存のための措置を講じた場合、建築審査会の同意を得て建築基準を適用除外できる。</p> <p>○長野県では上記のような条例は定めていない。また、県内市町村においても定めていない。</p> | <p>文化財保護法第64条第1項</p> <p>建築基準法第3条第1項第3号</p> | <p>【県で検討】</p> <p>本県には魅力的な歴史的建築物も多く、観光誘客のツールとして非常に重要なものと認識しています。 利用者の安全を確保しつつ活用を進めるべきであり、条例策定も視野に、歴史的建築物の活用方策の検討を行います。</p> |

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策（重点募集テーマ「観光地域づくり」に関する提案）

令和2年3月31日

| 番号 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 | | 検討結果 | | |
|----------|---|-----------|-------|---------|--|--|--|
| | | | 担当 部局 | 制度所管 部局 | 制度の現状 | 根拠法令等 | 対応の概要 |
| 重 1-6 | <p>上質な宿泊施設誘致のための建築基準法第48条但書適用方針の策定</p> <p>【提案の具体的内容】 長野県において、建築基準法第48条各項の但書適用の条件を明確化し、用途地域の枠を超えてホテル用途の建物を建設可能として欲しい。</p> <p>【提案理由】 長野県において上質な宿泊施設誘致を検討しているが、都市計画上の用途地域制限により進出できるエリアがかなり限定されてしまっている。類まれなる自然や風土を持つ長野県において、その魅力を広く海外に知ってもらうためにも上質な宿泊施設誘致は急務であり、用途地域の枠を超え整備すべきだが、質の担保のためにも京都市のようなその運用指針が求められる。 先行事例として、京都市では『京都市宿泊施設拡充・誘致方針』及び『京都市上質宿泊施設誘致制度要綱』を定めており、但書が適用できる宿泊施設のタイプを限定している。 また、建築基準法第48条各項の但書では、建築審査会の同意を得た上で特定行政庁が許可した場合、用途地域の枠を超えて建築物の建設を認めている。</p> | 法人・ 団体 | 観光部 | 建設部 | ○建築基準法第48条各項は、用途地域に応じて建てることのできる・できない建築物を定めている。建築基準法第48条但書許可については、地域の実情に応じ、良好な住居の環境を害する恐れがない等を認め、特定行政庁（県、長野市、松本市及び上田市）が許可するものであるため、県下一律の但書の適用条件を定めていない。 | 建築基準法第48条各項 | <p>【その他】</p> <p>軽井沢町に代表される観光客を魅了する自然や環境は、用途地域制度などの現行規制により守られているものです。 県内の宿泊施設が充足（客室稼働率が全国最下位）するなか、優れた環境を将来に渡って維持するために、建築許可を行う場合にはまちづくりの主体である市町村の意向を十分に踏まえた上で検討を進め、事例を積み重ねてまいります。 なお、許可にあたっては、質の高い施設状況や周辺環境への配慮を踏まえて検討を進めますので建設事務所にご相談ください。</p> |
| 重 1-7 | <p>「観光」をテーマとした地域未来投資促進法の「基本計画」の策定</p> <p>【提案の具体的内容】 軽井沢町や白馬村など各市町村および長野県において、「観光」をテーマとして地域未来投資促進法第4条第1項の「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（基本計画）」を策定してほしい。 特に軽井沢町や白馬村といった観光が主体のエリアにおいて、その「基本計画」においてインバウンドの必要性、特に富裕層誘致の必要性を打ち出し、「ラグジュアリー宿泊施設の新設誘導」そして、「既存施設への改修のサポート」を目標としていただきたい。 具体的な制度としては取得税、登録免許税、固定資産税の減免といった税の優遇制度を求めたい。</p> <p>【提案理由】 これまで「ものづくり」の企業に対する企業立地が大きな目標であった企業立地法が「観光産業」も中心として捉える地域未来投資促進法に改正された。これまで企業立地に対し対応していなかった観光の中心エリアである軽井沢町や白馬村等において、この制度を積極的に利用するべきと考える。 特に、今後政府としても伸ばしていきたいと考えている「ラグジュアリークラスの宿泊施設」については、先進的に企業立地を利用しようとしている和歌山県等の事例はあるが、本制度はよりそのような目的を「基本計画」として打ち出すことで明確に誘導できるようになっている。 さらには、既存の老朽化している観光施設に対しても「改修」に対する補助といった形で支援できることから、新規の企業立地を誘導するだけでなく、既存施設へのサポートも可能な本制度は有効に活用するべきと考える。 制度内においては特に固定資産税の減免が求められる。これは新たに増加する分の税の減免であることから自治体への負担もない上に、事業者側としては事業が軌道に乗る前の初期投資部分の補填になる。現在の工事費用の高額化や観光産業の人件費の高額化を考えると有効な制度と考える。</p> | 法人・ 団体 | 観光部 | 産業労働部 | ○地域未来投資促進法第4条では、県及び市町村と共同して基本計画を作成し、国の同意を受けることとなっており、また、記載事項として自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を記述し、その活用戦略などを位置付けることとしている。 | 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）第4条 | <p>【施策・財政上の要望】</p> <p>県では、地域未来投資促進法の規定による基本計画を10圏域ごとに策定しました。 このいずれの計画においても、地域経済牽引事業を実施できる分野として観光分野を位置づけており、平成29年12月22日までに国から同意を受けました。 これにより、事業者が作成する地域経済牽引事業計画を県が承認することにより、宿泊施設等に係る観光事業等について、法が定める各種支援措置の対象となりますので、ご活用ください。</p> |

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策（重点募集テーマ「観光地域づくり」に関する提案）

令和2年3月31日

| 番号 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 | | 検討結果 | | |
|----------|---|------|-------|---------|---|---|--|
| | | | 担当 部局 | 制度所管 部局 | 制度の現状 | 根拠法令等 | 対応の概要 |
| 重 1-8 | <p>市の「地域未来投資促進法に基づく取り組み」に対する長野県の支援について</p> <p>【提案の具体的内容】 市として地域未来投資促進法に基づき観光の基幹産業化に取り組むことにより、以下のメリットがある。 ①市の産業振興や雇用創出につながる。 ②大型免税店などインバウンドにも対応した、東北信の観光交流起点が生まれる。 ③松本空港の活性化とも連携した取り組みとなりうる。 以上のことから、県として、ぜひとも市ならびに住民の立場に立った指導をお願いしたい。</p> <p>【提案理由】 非製造業の投資額が近年好調であることから、国では「地域経済を支える観光の基幹産業化」と題し、「H28二次補正予算」、「地域未来投資促進法」により、魅力ある観光地の確立を目指している。 特に「地域未来投資促進法」では人的支援の高度化や規制改革などを集中的に行うことで、企業や自治体が連携した取り組みを積極的に支援しようとしている。 県として、国の取り組みの趣旨に沿った市への指導、住民の立場に立った支援、さらに、地域の観光の利便性向上に向けた取り組みをお願いしたい。 なお、県農政部にあっては、部全体で様々な面で市の立場に立ったきめ細かな助言や指導をしていただいております。</p> | 市町村 | 観光部 | 産業労働部 | <p>○地域未来投資促進法第4条では、県及び市町村と共同して基本計画を作成し、国の同意を受けることとなっており、また、記載事項として自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を記述し、その活用戦略などを位置付けることとしている。</p> | <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）第4条</p> | <p>（施策・財政上の要望） 県では、地域未来投資促進法の規定による基本計画を10圏域ごとに策定しました。 このいずれの計画においても、地域経済牽引事業を実施できる分野として観光分野を位置づけており、平成29年12月22日までに国から同意を受けました。 これにより、事業者が作成する地域経済牽引事業計画を県が承認することにより、法が定める各種支援措置の対象とすることが可能となっています。 支援措置の観光分野への活用については、市町村や事業者と協力していく中で、進めさせていただきます。</p> |

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策（重点募集テーマ「観光地域づくり」に関する提案）

令和2年3月31日

| 番号 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 | | 検討結果 | | |
|-----------|---|-------|-----------------------|---------|---|-----------------------|--|
| | | | 担当 部局 | 制度所管 部局 | 制度の現状 | 根拠法令等 | 対応の概要 |
| 重 1-9 | <p>温泉飲み歩きのみち下諏訪に向けた温泉の飲用許可の規制緩和</p> <p>【提案の具体的内容】 温泉の飲用許可の基準を緩和、または特例的な飲用許可を認めていただきたい。</p> <p>現在の制度では、水質基準に加え、施設上の基準が厳しく、現実的に不可能。新たな飲用の条件としては以下のパターンが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該温泉水において、過去一定期間において健康被害がなく、また細菌や大腸菌など健康被害の原因となる物質が検出されていないこと。 ・常時飲用ではなく、観光的に一時的な飲用であること。 <p>水質検査をして健康上問題がないことを確認したうえで、「自己責任で飲んでください」と表現する案も出たが、弁護士に確認したところ「湧水には『飲用許可』自体が存在しないが、温泉には『飲用許可』が存在する。そのため自己責任なら飲んでも良いような表現をしていると、食中毒等事故が起こった場合に、管理者の責任となる可能性が高い」との見解であった。</p> <p>そのため、正面から飲用許可を取得する必要があると考えている。</p> <p>【提案理由】 下諏訪町は室町・江戸時代に温泉宿場町として栄え、温泉が生活の一部となっており、今でも自宅にお風呂を持たない家庭も多い。</p> <p>伏流水が温泉として湧き出ているため綺麗で、住民は昔から飲用している。過去、温泉での健康被害はなく、細菌や大腸菌が検出されたこともない。</p> <p>この資源を、観光資源として活用すべく、「温泉の飲めるまち」「温泉飲み歩きのまち」を目指している。</p> <p>観光客に協力を募り、試験的に温泉の飲み歩きを実施したところ、大変好評であったため、観光資源としての可能性を確信している。なお、当該提案については、温泉の管理者である下諏訪財産区の議員、並びに財産区代表の青木下諏訪町長にも全面的な支持をいただいている。</p> | 法人・団体 | 観光部 | 健康福祉部 | <p>○温泉は、様々な成分を含有しており、人体の影響、健康被害の可能性もあることから、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、県知事の許可が必要である。（ただし、許可権限は保健所長に委任されている。）</p> <p>○許可にあたっては、環境省が定める「温泉利用基準（飲用利用基準）」に沿って、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温泉水の成分の種類に応じた飲用許容量の設定 ・施設の衛生管理（他の表流水の遮断等） ・微生物学的衛生管理（一般細菌、大腸菌等） ・飲用許容量等の明示 <p>等が適切になされていることを確認し、判断している。</p> <p>○なお、県内では303の許可蛇口があり、下諏訪町内でも2口あるところ。</p> | 温泉法第15条 温泉法施行規則第7条 | <p>【その他】</p> <p>県としても観光地域づくりには地域資源の活用が不可欠であると考えており、諏訪地域の有効な観光資源の一つとなる取組であると考えています。</p> <p>ご提案は、温泉飲用許可に当たって、温泉の飲用上の安全性が確保されていれば、施設基準等は必要ないのではないかと、という趣旨とお見受けしますが、一般細菌や大腸菌について即時検査結果を得る方法は確立されていないため、現行の基準では、微生物検査に加えて、外部との遮断性のある施設を整備することで、一定程度の安全性の確保を図るよう設置者に求めているものであり、妥当であると考えます。</p> <p>実際に基準を満たす施設であるかについては、現況等を確認の上判断しており、県としても、許可に向けて必要な技術的な助言等を行ってまいりますので、お近くの保健所にご相談願います。</p> |
| 重 1-10 | <p>構造改革特区（どぶろく特区）による酒類製造免許の要件に関する規制改革</p> <p>【提案の具体的内容】 構造改革特区（どぶろく特区）による酒類製造免許申請にあたっては、「申請者は、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（民宿業等）を特区内において営む農業者であり、かつ内閣総理大臣の認定を受けた特区計画における「特定農業者による特定酒類の製造事業」の実施主体に該当する者であること」が要件となっている。</p> <p>つまり「農業者」が自ら作った米で、自ら経営する農家民宿等で提供することが必要となっているが、民宿の経営主体が法人である場合には、その法人が「農業者」となっていないと、特区申請のハードルが高くなっている。</p> <p>そこで、この要件を緩和し、民宿等を経営する法人が事業主体となり特区の認定申請をする場合には、その法人の構成員が「農業者」であれば要件を満たすことを提案する。</p> <p>【提案理由】 構造改革特区（どぶろく特区）の認定を受け、民宿等でどぶろくを提供することを目指す動きがあるが、民宿を経営する者が法人である場合、その法人が「農業者」でなければならないという制限のために、事業主体となれないとの声がある。</p> <p>A村が過去に特区申請した際、上記の制限のため法人から個人事業主へ切り替えて認定を受けたという事例もある。</p> <p>この制限により特区の事業主体となり得る者が限定されてしまい、地域の活性化の妨げになっているものと考えられる。</p> | 個人市町村 | 観光部 企画振興部 産業労働部 | (財務省) | <p>○酒類製造免許の取得には、酒類の年間製造見込数量が一定数量（最低製造数量）以上であることが必要であるが、いわゆるどぶろく特区内においては、次のいずれにも該当する場合には、最低製造数量基準が適用されない。</p> <p>①製造者：特区内で農家民宿や農家レストランなどを営む農業者 ②製造場所：特区内に所在する自己の酒造場 ③製造酒類：米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした特定酒類（どぶろく）</p> | 構造改革特別区域法第28条 | <p>【国へ提案】</p> <p>本提案は、本県における農山村振興及び観光振興に有益であるため、構造改革特別区域法第28条に規定される製造者の要件について、特区内で農家民宿を営む農地所有適格法人以外の法人であっても、構成員が農業者であれば対象となるよう、国の規制改革ホットラインに提案します。</p> |

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策（重点募集テーマ「観光地域づくり」に関する提案）

令和2年3月31日

| 番号 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 | | 検討結果 | | |
|---------------|--|------|--------------|---------|---|--|---|
| | | | 担当 部局 | 制度所管 部局 | 制度の現状 | 根拠法令等 | 対応の概要 |
| 重 1- 11 | <p>ドローン等の飛行禁止空域の緩和</p> <p>【提案の具体的内容等】 ドローン等は、航空法において飛行禁止空域が設定されており、人口密集地区や空港等の周辺の上空以外においても、150m以上の高さの空域を飛行させる場合は地方航空局長への申請が必要とされている。 ドローンの性能、落下時の安全の確保ができる場合に限り、一度許可を受けた者については、一定の期間を設けて他の地域の山間部においても飛行可能とするなど、山間部等における150m以上の高さの空域でのドローン飛行許可に係る審査基準（「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」に定める基本的な基準及び追加基準）の緩和を求める。</p> <p>【提案理由】 現在市販されているドローン自体の飛行制限可能高度が150mを超えているものが多くある一方、山間部においては標高差が150mを超えていて、かつ通常の方法では近づきにくい場所（山壁等）のある観光地がある。 こうした場所で、観光客に当地の魅力を理解してもらうためには、高所からの眺望が必要かつ有効な方法となる。 このため、ビデオカメラ等を搭載したドローンを観光に活用できるようにしたい（地元観光ガイドがドローンを飛ばし、観光客にドローンからの映像を見せる）。</p> | 市町村 | 観光部 | (国土交通省) | <p>○地表又は水面から150m以上の高さの空域は、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあることから、ドローン等無人航空機が禁止されており、飛行しようとする場合は、安全面の措置をいたうえて、国土交通大臣の許可を受ける必要がある。</p> <p>○この許可等の審査は、①機体の機能及び性能、②無人航空機を飛行させるものの飛行経歴・知識・技能、③安全を確保するための体制の3つの観点から、基本的な基準と、飛行形態に応じた追加基準を定め、それらへの適合性について判断される。</p> <p>○許可申請に当たっては、同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合の申請は、包括して申請することが可能となっている。</p> | 航空法第132条第1号 航空法施行規則第236条第3号 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（最終改正平成29年3月31日付け国空航第11612号、国空機第9879号航空局長通知） | <p>【現状維持妥当】 航行の安全上の観点から、必要な手続きを経て許可を得ることを定めた現行規制は妥当であると考えます。 なお、同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合又は異なる複数の場所で飛行を行う場合、包括して申請することは可能となっていますので、事業実施に当たって参考としてください。 また、国土交通省が無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールについて専用の相談窓口を設置していますので、事業実施に当たって参考としてください。 無人航空機ヘルプデスク 電話：03-4588-6457 受付時間：平日 午前9時から午後5時まで （土・日・祝・年末年始（12月28日から1月5日）を除く</p> |
| 重 1- 12 | <p>外国人の就労制限に関する規制の緩和</p> <p>【提案の具体的内容等】 現在、ホテル等の観光地において人手不足が深刻化しており、外国人の労働力を活用できないか検討している業者もいる。 しかしながら、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第二条の二及び別表第一に規定するところの在留資格が取得できず、外国人の雇用が困難であるという状況である。 そこで、入管法の在留資格に観光施設の従業員の国際的対応に関する業務と、観光業務のメニューを追加し、外国人を観光地で雇用することができるようにすることを提案する。</p> <p>【提案理由】 観光地を始めとして、多くの企業において人手不足が深刻化し、このままでは「人手不足倒産」が現実味を帯びてくると考えられる。 一部の外国人向けのホテル等においては、通訳として雇用（在留資格：国際業務に該当）している例があるとのことだが、一般的なホテルや観光地での従業員としての雇用は厳しく制限されている。 人手不足を解消したい企業と、観光地で働きたい外国人双方のニーズが合致しているが、入管法の規制により双方のニーズが解消されない状況である。</p> | 個人 | 観光部 産業労働部 | (法務省) | <p>○外国人が本邦に在留するには、次の在留資格を有する必要がある、在留資格に応じて従事できる活動が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労が認められる在留資格（活動制限あり） 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習 ・身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし） 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者 ・就労の可否は指定される活動によるもの 特定活動 ・就労が認められない在留資格 文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在（※資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労可。） <p>○提案のような「一般的なホテルや観光地での従業員としての雇用」は、上記在留資格に応じて従事できる活動の範囲内で認められるが、観光に係る就労を一括して認める在留資格は存在しない。 （上記は提案当時の規制・制度の概要）</p> | 出入国管理及び難民認定法第2条の2、別表第一 | <p>【現行制度で対応可能】 平成30年12月8日の出入国管理及び難民認定法の改正により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、平成30年12月25日閣議決定により「宿泊」を含む14の特定産業分野での外国人の就労（フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供への従事）が可能となりました。</p> |

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策 (重点募集テーマ「観光地域づくり」に関する提案)

令和2年3月31日

| 番号 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 | | 検討結果 | | |
|---------------|---|------|--------------|------------------|--|---|--|
| | | | 担当 部局 | 制度所管 部局 | 制度の現状 | 根拠法令等 | 対応の概要 |
| 重 1- 13 | <p>営業期間を定めた販売用コンテナハウス設置時の基礎工事の不要化</p> <p>【提案の具体的内容等】 コンテナハウス設置者が、コンテナハウスを、観光地における短期間の販売店舗に用いる場合は、地域の観光振興の観点から、安全が確保できる限りにおいて、基礎工事不要で許可できるよう、建築基準法第85条第5項に、適用除外をする条項に第20条第1項を追加するなどの改正を行われない。</p> <p>【提案理由】 トレーラーハウスは、移動可能な車両とされるので、仮設店舗に用いる場合において特別な工事が不要とされているが、同程度の大きさのコンテナハウスを店舗として用いる場合は、基礎工事が必要とされている。 観光地では、観光客の多い繁忙期に季節や時期を限定とする店舗を出店し、地域の賑わいを創出させることがある。コストを削減させることで、より多くの出店が期待できる。</p> | 個人 | 観光部 産業労働部 | 建設部 | <p>○建築基準法では、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（以下略）」を建築物と定義しており、コンテナハウスはこれに該当する。（トレーラーハウスは車両に位置付けられる。）</p> <p>○建築物は風圧、地震等に対して安全な構造にすることを義務付けており、その一つとして建築物には基礎を設けることが必要。</p> <p>○仮設建築物の許可においても、基礎の設置に関する規定は除外となっていない。</p> | <p>建築基準法第2条第1項</p> <p>建築基準法第20条第1項、同施行令第38条、第66条</p> <p>建築基準法第85条第5項、同施行令第147条第1項</p> | <p>【その他】 仮設建築物の基礎については、平成29年国住指第1817号技術的助言により、一定の安全性を確保した上で簡易な構造（設置・撤去が容易な2次製品や木杭等）とすることが可能となり、提案理由にあるコスト削減が可能です。 なお、簡易な構造の基礎について広く周知を図ってまいります。</p> |
| 重 1- 14 | <p>タクシーの客引き行為に関する規制の緩和</p> <p>【提案の具体的内容等】 利用者が目的地到達までの料金について比較衡量できるよう、タクシーの運転手が自車脇等で料金を明示することができるよう規制の改革を求める。 旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第2条第2項に、公衆の利便を阻害する行為を禁止する規定があり、それを受けた近畿運輸局長通達「タクシー運転者等の違法行為に対する措置要領」により、全国的に上記のような行為が事実上禁止されているため、運輸規則の規定を改正し、駅舎など料金掲示が容易である場所において、自車脇での運転手による料金の掲示が可能となるようされたい。</p> <p>【提案理由】 利用者にとって、交通が不案内な地域でのタクシーは便利な交通手段であるが、電車、バスとは異なり目的地までの料金が不明瞭であることから、タクシーの利用が忌避されがちである。 運転手が自車脇において、具体的な料金を示すプラカードを掲げることが可能となれば、利用者にとっても明瞭な料金等の比較ができ、利便性の向上につながるものと思料される。</p> | 市町村 | 観光部 企画振興部 | 企画振興部 (国土交通省) | <p>・国土交通大臣は、タクシー業務適正化特別措置法第9条第4項により、「一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の職務に関して輸送の安全又は利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある著しく不適当な行為をしたと認められるときは、登録の取り消し等の行政処分を行う。</p> <p>・長野県を所管する北陸信越運輸局では、「登録運転者等に対する行政処分等の基準について」（北陸運輸局長公示）により、客引きは旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項（※）に違反する行為として、登録の取消し等の行政処分を行う事由としている。</p> <p>（※旅客自動車輸送事業運輸規則第2条第2項「旅客自動車輸送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取り扱いをしなければならない」）</p> | <p>タクシー業務適正化特別措置法第9条第4項</p> <p>旅客自動車運送事業規則第2条第2項</p> | <p>【その他】 旅客自動車運送事業運輸規則第2条第2項に違反する行為として客引きを禁止する規制は、タクシーの公共交通機関としての性格に鑑み、特定の者のみが運賃の提示や乗車の機会を得ることでタクシー利用者の公平性が損なわれることを防ぐために行われているものと考えられます。 令和元年10月25日付で、配車アプリを活用してタクシーに乗車する前に運賃を確定できるタクシーの事前確定運賃サービスが認可され、長野県を含む27地域で実施されます。このサービスは、配車アプリ等で入力された乗降車地の地図上の走行距離と推計所要時間等を踏まえて算出する運賃により事前に運賃を確定させて予約ができるもので、ご提案理由にある目的地までの料金が不明瞭という利用者の不安を解消し、タクシーを利用しやすくなるものと考えられますので、ご活用いただく等、事業実施のご参考としてください。</p> |

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策（重点募集テーマ「観光地域づくり」に関する提案）

令和2年3月31日

| 番号 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 | | 検討結果 | | |
|---------------|--|------|-------|---------|--|--|---|
| | | | 担当 部局 | 制度所管 部局 | 制度の現状 | 根拠法令等 | 対応の概要 |
| 重 1- 15 | <p>「露店営業及び臨時営業等取扱要領」の第3の適用範囲の拡大</p> <p>【提案の具体的内容等】 「露店営業及び臨時営業等取扱要領」の（適用範囲）第3に、「この要領において適用する祭礼又は催事とは、季節的又は一時的に開催されるものであって、次に例示するものとする。」に、「ただし、行政が開催する定期的な催事は、通年を通しての取り扱いとする。」のようなただし書きをつける。</p> <p>【提案理由】 「露店営業及び臨時営業等取扱要領」の第2（定義）で定める「露店営業」者の営業の定義が、「祭礼又は催事の期間中に臨時的に行われる営業」と定められており、第3（適用範囲）で、祭礼又は催事とは、季節的又は一時的に開催されるものと定められ、「複数の団体が実行委員会等を組織し、年に数回程度の開催を行うもの」との取扱いがされている。 市動物園では、毎月1～2回程度の頻度（年間24回程度）で、集客目的のイベント（企画展）を開催し、動物園の来園者の要望に応じているが、軽食の提供を行っていないため、多くの来園者から軽食の販売を求める声が寄せられているが、営業を行う施設の整備及び運用には、多額の費用が必要となるため、整備を進めることは現在の行政団体には難しい。 イベント開催時に「露店営業」者による営業行為が可能となれば来客者の要望に応えることができる。</p> | 市町村 | 観光部 | 健康福祉部 | <p>○食品営業を営む場合は、食品衛生法に基づき、食品衛生上の危害の発生を防止するために県条例で規定する「営業の施設についての基準」に合致した施設設備を設け、保健所長の許可を受けなければならない。</p> <p>○ただし、季節的又は一時的に行われる祭礼又は催事において臨時的に行われる食品営業に限っては、その特殊性を考慮し、「露店営業及び臨時営業等取扱要領」を定め、営業期間、取り扱う食品の品目や調理方法を限定することで、「営業の施設についての基準」の一部を適用せず、簡易な施設設備による営業を許可している。</p> | 食品衛生法第51条、第52条第1項 食品衛生法施行条例第4条 露店営業及び臨時営業等取扱要領第3 | <p>【現状維持妥当】</p> <p>露店営業は、季節的又は一時的に開催される祭礼や花火大会等の催事において、臨時的に行う営業行為に限り、あくまでも特例として簡易設備による営業を認めているものです。</p> <p>ご提案いただいた適用範囲の拡大（特定の場所での定期的な露店営業行為）は、給排水設備のない簡易設備による食品営業の常態化につながり、食中毒の発生リスクを高める危険性があることから、食品の安全性を確保するうえで適当ではないと考えます。</p> <p>なお、食品営業を行う場合には、食品衛生法に基づく許可を受ける必要がありますが、調理する食品や調理方法により、保健所長が衛生上支障がないと判断できれば、施設基準の一部を斟酌（緩和）して許可していますので、他に定期的な軽食販売ができる方法等がないかも含め、営業予定地を所管する保健所へご相談ください。</p> |

規制改革提案ボックスへの提案の現状と対応策（重点募集テーマ「観光地域づくり」に関する提案）

令和2年3月31日

| 番号 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管 | | 検討結果 | | |
|---------------|--|-----------|----------|----------------------|---|--|--|
| | | | 担当 部局 | 制度所管 部局 | 制度の現状 | 根拠法令等 | 対応の概要 |
| 重 1- 16 | <p>伝統的工芸品産業の振興に関する法律の手作業性を求める要件の緩和</p> <p>【提案の具体的内容】 伝統的工芸品産業の振興に関する法律によると、伝統的工芸品の指定を受けるためには、「その製造過程の主要部分が手工的であること」との要件が課せられている。この制限が厳しいため、一度認定を受けた後に作業効率化や機械化がしがたく、産業の衰退につながってしまうとの懸念がある。そこで、「主要部分が」、「手工的であること」の2つの要件をある程度緩和し、伝統的工芸品として指定するに相応しい範囲で、製造作業の効率化、機械化を可能とすることを提案する。 また、「少ない数の者」がその製造を行う必要があるため、担い手の少ない産業が指定を受けられない状況であるため、これも緩和されることを提案する。</p> <p>【提案理由】 伝統的工芸品の製造における上記の制限のため、効率化ができないことから、担い手の不足につながっているとの声がある。 将来にわたり、伝統的工芸品産業を継承していくためにも、ある程度の効率化、機械化を認める必要があるものと考えられる。</p> | 法人・ 団体 | 産業労働部 | 産業労働部 (経済産業 省) | <p>○「伝統的工芸品」とは、次の要件を全て満たし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づく経済産業大臣の指定を受けた工芸品のことをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 主として日常生活の用に供されるものであること。 その製造過程の主要部分が手工的であること。 （100年以上の歴史を有し、今日まで継続している）伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ（原則として100年以上継続的に使用されている）、製造されるものであること。 一定の地域において少ない数の者（原則として10以上の事業者又は30人以上の従事者）がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。 <p>○経済産業大臣は、産地組合等からの指定の申出が、上記5要件を含む法の規定や、実施要領等に照らし適当と認める場合には、産業構造審議会の意見を聴いて指定を行っている。</p> | 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条 伝統的工芸品産業振興事業実施要領 | <p>【その他】</p> <p>伝統的工芸品の指定要件のひとつに、「100年以上の歴史を有する伝統的な技術・技法」があります。製造工程を機械化すると、100年前に存在しなかった技術・技法により製造することになり、この要件を満たさなくなるおそれがあります。</p> <p>また、要領では、製品の「持ち味」に大きな影響を与える部分は、手作業が中心であることを条件としています。手作業が生み出す製品の持ち味は伝統的工芸品の強味であり、機械により生産された製品に優越する要素です。現在の工作機械を使用すれば手作業による製品以上の製品を大量に生産することは可能ですが、伝統的工芸品の持ち味は失われることとなります。</p> <p>なお、主要でない、補助的である工程の機械化であれば、持ち味に影響を与えない程度で認定されることも可能です。一方、事業者又は従事者の最低基準については、業種・品種によって生産規模に多少の差異が生じるため、申出のあった内容ごとに審査が行われており、要件に合致しているか否かは個別に判断されています（京都市からの提案に対し経済産業省からH28.10.31付で同旨の回答あり）。</p> <p>また、経済産業省が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合において、事業者があらかじめ規制の適用の有無を確認できる「グレーゾーン解消制度」を設けており、お考えの機械化や事業者又は従事者の状況が伝統工芸品の要件に合致するかについて照会が可能と思われしますので、事業実施にあたり参考とさせていただきます。</p> |